

令和7年(2025年)7月23日(水)10時00分 配布

項 目	産業廃棄物処理施設許可申請書縦覧の告示について	
配付資料	なし(本票のみ)	
内 容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書縦覧の告示を行うのでお知らせします。 記 1 申請書の概要 (1) 申請年月日 令和7年(2025年)6月16日 (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名 斜里郡斜里町字豊倉67番地 株式会社三産協 代表取締役 土田 政始 (3) 施設の設置場所 斜里郡斜里町字三井263番3、字豊里32番6、32番12 (既設の処分場の埋立終了が近くなっているため、隣接地に新たな処分場を設置) (4) 産業廃棄物処理施設の種類 法施行令第7条第14号ロ(安定型最終処分場※) ※ 廃プラスチック、金属くず、がれき類等の埋立地 2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間 (1) 縦覧の場所 ○ オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 網走市北7条西3丁目 合同庁舎2階 ○ 斜里町役場総務部環境課 斜里郡斜里町本町12番地6 (2) 縦覧の期間及び時間 令和7年(2025年)7月23日(水)から8月22日(金)まで 8時45分から17時30分まで 3 意見書の提出 ○ この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。 ○ 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述する必要があります。 ○ 意見書は、北海道知事(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課)に令和7年(2025年)9月5日(金)までに必着で提出する必要があります。	
他のクラブとの関係		
担当窓口	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 (担当者: 主幹 疋田 賢哉) TEL: 0158-41-0763 	